

伊那から減らそう CO₂!! 促進事業 ～太陽と森林の恵みで電気や熱を自給自足!!～

伊那市では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、市内の住宅や事業所への太陽光発電設備・定置型蓄電設備・太陽熱利用システム・薪ストーブ・ペレットストーブ・薪ボイラー・ペレットボイラー・チップボイラーの設置に対し、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。



◇伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金

◇伊那市山林資源活用機器設置補助金

●対象設備と補助率

対象設備	補助率（上限額）
太陽光発電設備	補助率：【住宅用】14 万円/kW、【事業所用】10 万円/kW 上限額：【住宅用】70 万円、【事業所用】500 万円
定置型蓄電設備	補助率：蓄電池本体価格の 1/2 以内 上限額：【住宅用】7.75 万円/kWh（上限額：77.5 万円） 【事業所用】9.45 万円/kWh（上限額：189 万円）
太陽熱利用システム	補助率：対象経費の 2/3 以内 上限額：60 万円
薪ストーブ	補助率：対象経費の 2/3 以内 上限額：30 万円
ペレットストーブ	補助率：対象経費の 2/3 以内 上限額：42 万円
薪ボイラー ペレットボイラー	補助率：対象経費の 2/3 以内 上限額：【住宅用】300 万円、【事業所用】400 万円
チップボイラー	補助率：対象経費の 2/3 以内 上限額：【住宅用】300 万円、【事業所用】1,000 万円

※定置型蓄電設備は本事業の太陽光発電設備の付帯設備として設置する場合のみ対象となります。

※対象設備には要件がありますので、裏面の要件をご確認ください。

※国の制度改正等により、交付要件が変更となる場合があります。

補助金の概要

- 募集開始 令和7年6月13日（金）から
- 対象設備 太陽光発電設備、定置型蓄電設備、太陽熱利用システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー、ペレットボイラー、チップボイラー
- 主な要件

区 分	要 件 等
共通事項	○設置する設備は未使用であること
太陽光発電設備	○住宅や事業所又は同一敷地内の建築物の屋根に設置すること ○FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと ○発電した電力のうち、住宅用は 30%以上、事業所用は 50%以上を自家消費すること ○余剰電力は市が指定する小売電気事業者へ売電すること ○自己託送は行わないこと ○既存設備を更新する場合は設置から 17 年が経過していること
定置型蓄電設備	○上記の太陽光発電設備の付帯施設であること ○設置費用（工事費込み、税抜き）が次の額以下であること ・住宅用：15.5 万円/kWh ・事業所用：19 万円/kWh ○既存設備を更新する場合は設置から 6 年が経過していること ○別に定める性能表示基準や安全基準等の要件を満たすこと
太陽熱利用システム	○太陽集熱器が JIS 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること
薪ストーブ	○煙突等の付帯設備のみに係る経費は対象外
ペレットストーブ	○煙突等の付帯設備のみに係る経費は対象外
薪ボイラー ペレットボイラー チップボイラー	○煙突等の付帯設備のみに係る経費は対象外

※詳細は、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱、又は伊那市山林資源活用機器設置補助金交付要綱、補助制度の手引きをご確認ください。

●対 象 者

次のいずれにも該当する方

- ・市税及び分担金、使用料等に滞納がないこと
- ・市が指定した日以降に事業着手し、申請した年度の 2 月末までに実績報告書を提出できること
- ・暴力団や暴力団員ではないこと、又は暴力団と関係のないこと
- ・市内に本店、又は県内に本店があり市内に支店、営業所等がある事業者に対象設備を設置させることができること
- ・事前に事業者から見積書を徴し、申請書にその写しを添付できること
- ・以前に市の同種の補助金の交付を受けていないこと
- ・市の他の補助金の対象となる場合、その補助金の交付を受けないこと
- ・市内の住宅や事業所へ対象設備を設置すること（太陽光発電設備、定置型蓄電設備、太陽熱利用システムは既存の住宅や事業所への設置に限る）

●対象経費

- 対象設備及び設備を構成する機器等の購入費
- 対象設備の設置に係る工事費

●その他

- 必ず事業着手前に交付申請等を行ってください。
- 設備設置後からエネルギー削減効果等について報告をしていただきます。

お問い合わせ先

○太陽光発電設備・定置型蓄電設備・太陽熱利用システム

市民生活部生活環境課ゼロカーボン環境政策係 電話：78-4111（内線 2211、2212）

○薪ストーブ・ペレットストーブ・薪ボイラー・ペレットボイラー・チップボイラー

農林部 50 年の森林推進課 50 年の森林推進係 電話：78-4111（内線 2416、2417）